

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
運営助言委員会	なし	<p>(運営助言委員会)</p> <p>第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。 <p>2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。</p> <p>3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。</p> <p>4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。</p> <p>第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律（第四十一条を除く。）又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を 	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営助言委員会には、中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、学術会議に対し外部の視点・知見を提供することが期待される。 ・学術会議が国際アドバイザリーボードを立ち上げたことは、海外アカデミーの知見を取り入れるための1つの方法として前向きに受け止める。さらにより良い役割發揮に向けて活動・運営を充実させていくためには、アカデミー外部（学術会議の外の研究者集団）、産業界、その他のステークホルダーの問題意識やニーズを幅広く拾い上げるとともに、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野の人たちから適切なサポートを受けていくことが必要である。このような姿勢を制度的に担保す

	<p>受けなければならない事項</p> <p>二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告</p> <p>三 第四十一条の規定による国際団体への加入</p> <p>四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更</p> <p>五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成</p> <p>六 予算の作成</p> <p>七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更</p> <p>八 日本学術会議規則の制定又は改廃</p> <p>2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。</p> <p>3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p>ために重要な意味をもつものとして、運営助言委員会が活用されることを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営助言委員会は、会長が実効的な助言を求める専門性と機動性の高い組織として設計・運用されることが望ましく、国立大学の経営協議会や私立大学の評議員会のような大規模な組織にする必要はないと考える。 <p>また、運営助言委員会の委員は、このような制度の趣旨を踏まえて会長が適切に任命すれば足り、法律で細かく規定する必要はないであろう。</p>	
会長候補者選考	<p>○日本学術会議法</p> <p>第八条　日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。</p> <p>2　会長は、会員の互選によって、これを定める。</p> <p>○日本学術会議会則</p>	<p>(会長の選任等)</p> <p>第二十一条　会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。</p> <p>2　会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長は引き続き会員の互選とすることが適當だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセ

<p>(会長の互選等)</p> <p>第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。</p> <p>○日本学術会議細則 (会長の互選)</p> <p>第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員(送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。)に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。</p> <p>(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿 (略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。)</p> <p>(2) その他幹事会が必要と認める資料</p> <p>2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票する。この投票は、単記無記名による。</p> <p>(2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。</p> <p>(3) 第1回の投票において、過半数を得た者がないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。</p> <p>(4) 第3回の投票において、過半数を得た者がな</p>	<p>内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。</p> <p>3 会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができる。</p> <p>4 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>スで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会(仮称)を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> マネジメントの継続性の確保については、前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることなど必要な措置を検討すべきである。 <p>(参考) (会員予定者の指名)</p> <p>第三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に会員となるべき者(以下「会員予定者」という。)百二十五人を指名する。</p> <p>2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。</p> <p>(会長の職務を行う者等)</p> <p>第八条 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二条第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。</p> <p>2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事とな</p>
---	--	--

<p>いときは、前2号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。</p> <p>3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。</p> <p>4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事が定める。</p> <p>5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。</p>	<p>るべき者を指名する。</p> <p>3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時において、第二十三条第二項の規定により、監事に任命されたものとする。</p> <p>(成立時総会)</p> <p>第二十二条 会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならない。</p> <p>2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の二週間前までに、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。）に対して前項の総会（以下この条において「成立時総会」という。）の招集の通知を発しなければならない。</p> <p>3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、役員会の議を経ること及び運営助言委員会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項は、第十一条第五項の規定にかかわらず、会長職務代行者が定める。</p>	
--	---	--